

中期目標期間終了時における見直し当初案

府省名		内閣府		
法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)		2. 組織の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	3. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)
	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)		
独立行政法人国立公文書館	歴史公文書等の保存、利用等を通じた、現在及び将来の国民に対する説明責任の実現等	「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」最終報告(平成20年11月4日)、「公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)」を踏まえ、機能の強化等を行う。	現行の特定独立行政法人形態を維持しつつ、公文書管理法により求められる新たな機能も十分に果たすことができるよう、抜本的な組織体制の拡充を進める。	国立公文書館の事務・事業は、現在及び将来の国民に対する説明責任を全うし、歴史や文化、学術研究等に寄与し、我が国のアイデンティティを確保するため必要不可欠である。公文書管理法において新たに求められる役割も適切に果たすため、業務運営体制の更なる整備を図る。また、運営の効率化及び自律化をめざして、随意契約の見直し、給与水準の適正化等に引き続き取り組む。

※ 以下に留意しながら、整理表に基づいて簡潔に記載してください。

- 「1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置」については、整理表における事務及び事業の分類ごとに、具体的措置の内容に応じて、【廃止】、【民営化】、【他法人等への移管・一体的実施】、【他の事務及び事業との統合】等の見出しを付けた上で、その内容を簡潔に記載してください。
- 「2. 組織の見直しに係る具体的措置」については、整理表の記載に基づき、【法人形態の見直し】や【組織体制の見直し】等の見出しを付けた上で、簡潔に記載してください。
- 「3. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置」については、整理表の記載に基づき、【保有資産の見直し】や【自己収入の増大】等の見出しを付けた上で、簡潔に記載してください。なお、「1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置」や「2. 組織の見直しに係る具体的措置」に記載しているものと同じ事項を重複して記載する必要はありません。
- 1～3の記載事項のうち、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)を踏まえた措置については、下線を引いた上で、具体的措置の記載の末尾に[]括弧書きで同計画の該当箇所の引用を御記載願います。

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名		独立行政法人国立公文書館			府省名	内閣府	
沿革		昭和46年 国立公文書館→平成13年 独立行政法人国立公文書館					
中期目標期間		第1期：平成13年度～平成16年度 第2期：平成17年度～平成21年度					
役員数及び職員数 (平成21年1月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数(うち、監事の人数)			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数			
		4人(2人)	2人(0人)	2人(2人)	41人		
年 度		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度(要)
国からの財政支出額の推移 (単位:百万円)	一般会計	1,845	1,869	1,856	1,833	2,074	-
	特別会計	-	-	-	-	-	-
	計	1,845	1,869	1,856	1,833	2,074	調整中
	うち運営費交付金	1,845	1,869	1,856	1,833	2,074	-
	うち施設整備費等補助金	-	-	-	-	-	-
	うちその他の補助金等	-	-	-	-	-	-
支出予算額の推移 (単位:百万円)		1,848	1,873	1,859	1,837	2,079	調整中
利益剰余金(又は繰越欠損金)の推移 (単位:百万円)		3	3	1	4		
発生要因 見直し案							
運営費交付金債務残高 (単位:百万円)		111	229	206	245		
行政サービス実施コストの推移 (単位:百万円)		2,120	2,133	2,261	2,002	(見込み) 2,385	(見込み) 調整中
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額		公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」)の施行により国立公文書館の機能が強化され、必要な体制の拡充を行う一方で、民間委託の更なる推進等により、行政サービス実施コストの改善に努める。					
中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等)(平成20年度実績)		経費総額について、中期目標の最終年度(平成21年度)に前期中期目標の最終年度に対して、7%以上削減するとの目標については、平成16年度の既定経費総額1,571百万円に対して、平成20年度は、1,436百万円であり、8.6%の減となっている。中期目標の達成に向け、21年度においても既定経費の削減に取り組む。					

II. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人国立公文書館	府省名	内閣府
事務及び事業名	歴史公文書等の保存、利用等を通じた、現在及び将来の国民に対する説明責任の実現等		
事務及び事業の概要	行政機関等の国の機関より歴史資料として重要な公文書等の移管を受け、適切に保存し、一般の利用に供することを通じ、現在及び将来の国民に対する政府の説明責任を果たすとともに、歴史や文化、学術研究、我が国のアイデンティティ形成等に寄与する。		
事務及び事業に係る 22 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 21 年度当初予算増減額)	調整中 (円)	支出予算額 (対 21 年度当初予算増減額)
事務及び事業に係る職員数 (平成21年1月1日現在)	調整中 (円)		
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	4 1 人		
<p>※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述</p>	<p>公文書管理法により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各行政機関に対する、現用の歴史公文書等の保存及び利用に係る情報収集、専門的技術的助言、研修等の機能が国立公文書館に付与される ○内閣総理大臣の委任を受けて、各行政機関に対する実地調査等を行う機能が国立公文書館に付与される ○各行政機関における歴史公文書等の散逸を防ぐため現用の行政文書を保存する中間書庫事業を実施する機能が国立公文書館に付与される ○各行政機関の職員・独立行政法人の職員に対する研修の実施義務が国立公文書館に課される ○展示やデジタルアーカイブ等、公文書の利用促進の努力義務が国立公文書館に課される <p>といった、国立公文書館の新たな機能や努力義務が規定されたことから、これらに対応する事務・事業の実施が必要となる。</p> <p>また、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○従来、内閣総理大臣と各府省との間で合意ができた歴史公文書等のみ国立公文書館に移管される仕組みであったが、公文書管理法では歴史公文書等は全て国立公文書館に移管されることから、移管冊数が大幅に増加し、受入業務・保存業務が量的に大幅拡大することが予想される。 ○あわせて、従来移管対象でなかった独立行政法人等の歴史公文書等についても公文書管理法では移管されることになったことから、移管冊数がさらに増加し、受入業務・保存業務が量的に大幅拡大することが予想される。 ○公文書管理法では所蔵資料（特定歴史公文書等）の閲覧・複写が国民の権利となったことから、より厳格かつ迅速な手続による公開審査、利用提供の実施、不服申立てや訴訟への対応等が必要となるほか、これまで移管が進まなかった貴重な文書の移管が増え、利用者が増加することが予想されることから、利用業務・審査業務が量的に大幅拡大することが予想される。 ○内閣総理大臣の権限強化に伴い、各種基準作りや制度運用に当たって、国立公文書館の専門的知見を活かし 		

	<p>た様々なサポートを行うことが必要になる。</p> <p>このほか、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本年 8 月 5 日に内閣総理大臣と最高裁判所長官との間で移管の定めが締結され、本年度から司法機関の文書の移管が開始されることとなった ○「重点計画-2008(平成 20 年 8 月 20 日 IT 戦略本部決定)」等により、平成 23 年度より電子公文書の移管・保存・利用を開始することとなっている ○衆議院内閣委員会や参議院内閣委員会における公文書管理法付帯決議において、研修・専門職員の育成の計画的な実施、必要な人員・施設・予算の適正な確保、特定歴史公文書等の保存・修復に万全を期することができる体制の整備、地方公共団体における公文書管理の見直し支援や地方公文書館との連携強化等が求められている <p>ことへの対応等も必要となる。</p> <p>以上のような、国立公文書館の機能強化に向けた事務・事業の見直しを行う。</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>上記事務・事業の見直しに当たっては、可能な限り民間委託等を進め、行政サービス実施コストの改善に努める。</p>
<p>上記措置を講ずる理由</p>	<p>国立公文書館の事務・事業は、現在及び将来の国民に対する説明責任を全うし、歴史や文化、学術研究等の発展及び我が国のアイデンティティ形成に寄与するため必要不可欠である。</p> <p>さらに、適切な公文書管理の必要性から、第 171 国会で公文書管理法が全会派一致で成立したところであり、また、衆参両院の内閣委員会の附帯決議においても「公文書の適正な管理が、国民主権の観点から極めて重要である」とされるときも諸外国と比べて極端に貧弱な公文書管理体制を踏まえて「必要な人員、施設及び予算を適正に確保すること」をはじめ、「専門職員の育成を計画的に実施」することや、「特定歴史公文書等の保存・修復に万全を期することができる体制の整備」などが求められている。</p> <p>国立公文書館に求められる機能・期待は大幅に拡大しており、公文書管理法の適切な運用を担保するためにも、上記の方向で事務・事業の見直しを進める必要がある。</p>

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人国立公文書館		府省名	内閣府
見直し項目	法人形態の見直し	支部・事業所等の見直し	組織体制の整備	非公務員化
<p>組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</p> <p>※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述</p>	<p>現状の特定独立行政法人形態を維持する。</p>	<p>公文書管理法の施行に伴う館の機能強化に併せ、つくば分館の機能についても検討する。</p>	<p>公文書管理法により求められる新たな機能も十分に果たすことができるよう、抜本的な組織体制の拡充を進める。</p>	<p>現状の特定独立行政法人形態を維持する。</p>
<p>上記措置を講ずる理由</p>	<p>現在国立公文書館に求められる役割を適切に果たすために、また公文書管理法により新たに国立公文書館に求められる役割を適切に果たすために、職務の性質上職員に国家公務員法に基づく様々な義務を課すとともに、自律的かつ柔軟な業務運営を確保する必要があることから、特定独立行政法人形態が適切であるため。</p>	<p>本館とつくば分館は、それぞれ機能分化しながら一体となって歴史公文書等の受入れ・保存等をはじめとする事務・事業に取り組んでいるところであり、つくば分館における事務・事業の在り方についても、館の機能強化の一環として検討する必要があるため。</p>	<p>公文書管理法の適切な運用を担保するために、国立公文書館に求められる機能・期待は大幅に拡大しており、これへの対応が必要不可欠であるため、抜本的な体制拡充を進める必要があるため。 (独法評価委員会からも同様の評価を得ているところ)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国立公文書館の公文書には政治的内容を含むことから、政治的利用や恣意的公開等が行われないよう、職員に政治的中立性を求めることが必要であるため 2. 業務の厳格な信頼性の確保のためには、争議行為の禁止、私企業との分離等の規定の適用などが必要であるため 3. 国立公文書館制度は立憲主義・民主主義の根幹であり、非公務員化は、諸外国からこれらの軽視と受け取られ、我が国の国際的地位の低下につながるおそれがあるため。

IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人国立公文書館		府省名	内閣府
見直し項目	業務運営体制の整備	随意契約の見直し	給与水準の適正化	保有資産の見直し
<p>運営の効率化及び自律化に係る見直し案の具体的措置（又は見直しの方向性）</p> <p>※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述</p>	<p>公文書管理法の制定に伴い館の機能が大幅に強化されることに伴い、業務運営体制の更なる整備を図ることとする。</p>	<p>平成 19 年 12 月に策定した「随意契約見直し計画」を着実に実施する。</p>	<p>国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与水準の適正化を図る。</p>	<p>公文書管理法の制定及び移管基準の改正等により、今後さらに各府省等からの移管数の増加が見込まれることから、公文書等の排架状況を見据えながら、将来の書庫拡充も視野に入れた資産の有効活用に努める。</p>
<p>上記措置を講ずる理由</p>	<p>従来より、役職員は国家公務員としての自覚の下、法令遵守と業務の効率化に努めてきたところであるが、館の機能強化に併せ、その組織の規模等も考慮した業務運営体制の整備を図る必要がある。</p>	<p>契約事務の一層の透明化・効率化を図るために必要であるため。</p>	<p>特定独立行政法人として、引き続き、一般職の国家公務員の給与水準に準じたものとする。</p>	<p>本館・つくば分館の建物及び土地は、公文書等の保存のための書庫、展示施設、閲覧サービス施設、執務用の事務所等として活用しているところ。 特に書庫は、歴史的に重要な公文書等を将来にわたり保存する施設として、相当量の受入れに対応できるとともに長期的な使用が必然となる施設であるため。</p>

法人名	独立行政法人国立公文書館		府省名	内閣府
見直し項目	自己収入の増大	官民競争入札等の導入		
<p>運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 (又は見直しの方向性)</p> <p>※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述</p>	<p>引き続き、公文書等のうちから視覚的に興味を引きそうな絵図や文書など魅力あるものを選定し、「絵はがき」等に加工し、販売するなど自己収入増大のための努力をする。</p>	<p>平成 21 年中に、広報業務における民間競争入札の導入の可能性について検討し、監理委員会と連携しつつ、結論を得る。</p>		
<p>上記措置を講ずる理由</p>	<p>国民共通の財産である歴史資料として重要な公文書等を適切に保存し、一般の利用に供し、後世に伝えていくという当館の事務・事業の性格上、自己収入を大きく見込むことは困難であるが、その中でも可能な限りの努力を行う必要があると考えるため。</p>	<p>公共サービス改革基本方針に基づき、実施する必要があるため。</p>		

内閣府所管(1法人)			
整理 番号	法人名	「勧告の方向性」における主な指摘事項	措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)
1	国立公文書館 (16)	● 移管対象範囲の明確化など移管手続の改善に資する調査 研究を実施	① <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度の移管手続において、従来の移管実績の調査・分析を行うとともに、問題点を抽出・整理し、次年度以降における運用、手続等の改善方策への検討を行った。平成 21 年度は、新規採用した公文書専門員により各府省庁等の組織分析および過去の移管実績のより詳細な調査・研究を実施しているところである。 ・これらの調査・分析の結果は、移管基準の改正（平成 17 年度）等に反映され、移管文書数は増加傾向にある。 さらに、これら調査・分析の結果は、公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）の企画立案の際にも活用・反映され、本法を通じて、移管手続の大幅な改善が実現することとなった。
		● 管理・保存に係る費用の節減目標設定・効率化	② <ul style="list-style-type: none"> ・経費総額について、中期目標の最終年度（平成 21 年度）に前期中期目標の最終年度に対して、7%以上削減するとの目標については、平成 16 年度の既定経費総額 1,571 百万円に対して、平成 20 年度は、1,436 百万円であり、8.6%の減となっている。中期目標の達成に向け、21 年度においても既定経費の削減に取り組む。